

葛尾村（避難指示解除準備区域）にある山林内の立木について、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材1立方メートル当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、第2記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人に対し、別紙物件目録記載の不動産に所在する立木に係る財物損害についての和解金として、合計金13,120,000円の支払義務のあることを認める。
- 2 被申立人は、申立人に対し、本件和解仲介に関する弁護士費用として金393,600円の支払い義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認

申立人及び被申立人は、本和解契約書第2記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いに関わらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第2記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第2、1記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年3月11日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 中村芳彦）